

「令和 2 年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」の概要

令和 3 年 6 月
北海道水産林務部

トピックス この 1 年の出来事

1 ~特集~ 新型コロナウイルスが与えた本道水産業への影響とその対策

新型コロナウイルス感染症により、外食産業における需要の減退や流通機能の停滞を背景とした国内消費の低迷から魚価安が発生したほか、国内外の移動制限に伴う漁業・水産加工業での人手不足、世界的な外食需要の減少による輸出停滞などの影響がみられた。漁業者や漁協の資金繰りを支援する経営対策や、道産水産物を学校給食用の食材に無償提供するなどの消費拡大対策に支援した。

2 令和 2 年本道の漁業生産（速報）

サケ、コンブ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種が記録的不漁となったが、ホタテガイ、イワシなどは前年を上回り、生産量は前年比 6% 増の 114 万トン、一方、新型コロナウイルスの影響による魚価安などから、生産額は同 16% 減の 2,013 億円となる見込み。

3 水産政策の改革（改正漁業法の施行、水産物流通適正化法の成立）

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立に向け、資源管理措置、漁業許可、免許制度等を見直すための「漁業法等の一部を改正する等の法律」が令和 2 年 12 月 1 日に施行されたことに伴い、海面と内水面に区分して定めていた漁業調整規則を廃止し、新たに「北海道漁業調整規則」を制定・施行した。

また、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止するため、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が令和 2 年 12 月 11 日に公布された（2 年以内に施行）。

4 国際貿易協定を巡る動き（日英 E P A 及び R C E P 協定）

令和 2 年 2 月に英国が E U を離脱。日英間で 10 月に新たな枠組みを定めた「日英 E P A」に署名し、令和 3 年 1 月 1 日に発効された。

令和 2 年 11 月 15 日には、平成 25 年から交渉が続けられていた「R C E P 協定」が合意となり、A S E A N 10 カ国に加え、日本の最大貿易国である中国や同 3 位の韓国を含む 15 カ国が協定へ署名、日本の貿易額全体のうち参加国との取引は約 5 割に上る。

北海道水産業・漁村の概要

漁業・加工業の生産状況や就業者などのデータを用い、本道水産業・漁村の概要や道の水産政策を紹介。

第 1 部 水産業・漁村の動向

第 1 章 世界と我が国の水産業の動向

世界の漁業生産

令和元年の世界の漁業生産量（養殖業含む）は前年比 3.1% 増の 2 億 1,191 万トンで、過去最高。

国内の漁業生産

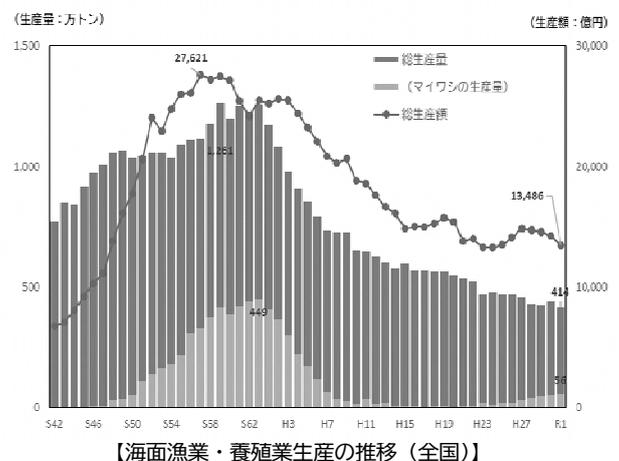
令和元年の我が国の漁業生産量（養殖業含む）は前年比 5.1% 減の 414 万トン、漁業生産額は前年比 2.4% 減の 1 兆 3,486 億円。

水産物の需給

令和元年度の国内消費仕向量は前年比 1.0% 増の 723 万トン。我が国の食用魚介類の自給率は前年をやや下回る 56%。

水産政策の動向

国では、水産施策の改革に向けて、平成 29 年 4 月に水産基本計画を改訂するとともに、新たな資源管理システムの構築や漁業許可制度の見直しなどを内容とする「漁業法等の一部を改正する等の法律案」が平成 30 年 12 月に可決・成立し、令和 2 年 12 月に施行した。



【海面漁業・養殖業生産の推移（全国）】

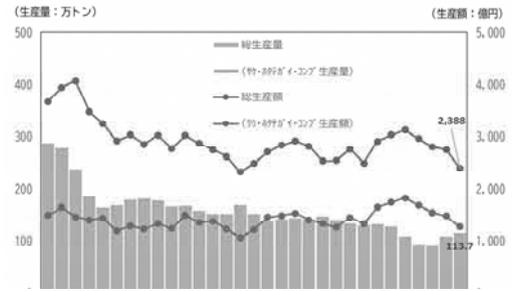
第2章 北海道水産業・漁村の動向

水産業の動向

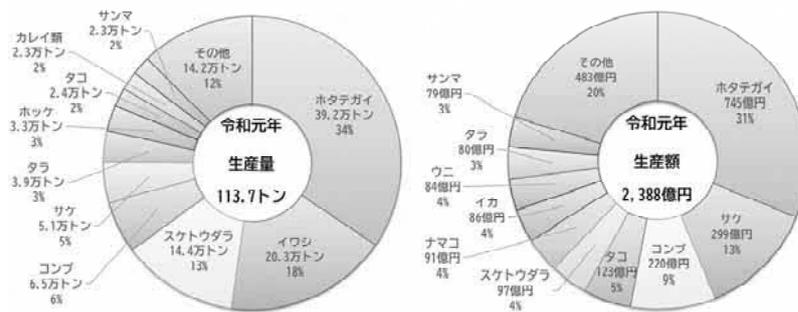
1 漁業の状況

(1) 漁業生産の状況

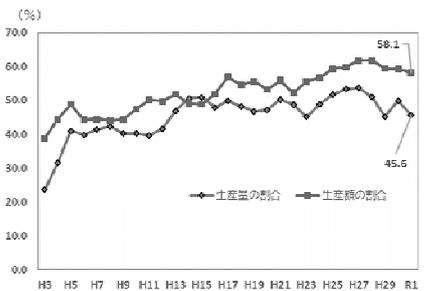
- 令和元年の本道海面漁業・養殖業の生産量(属地)は前年比5.1%増の113.7万トン、生産額は前年比12.7%減の2,388億円。
- 魚種別では、ホタテガイが生産量で39.2万トン(全生産量の34%)、生産額で745億円(全生産額の31%)と最も多い。
- 各海域の沿岸漁業生産額に占める栽培漁業の割合は、オホーツク海海域の88%に対し、日本海海域では51%と低く、回遊性資源への依存度が高い。また、両海域の漁協組合員1人あたりの生産額は、オホーツク海海域の3,783万円/人に対し、日本海海域では1,121万円/人と海域間で3倍以上の格差が生じている。
- 本道周辺海域の主要魚種の資源水準は、スルメイカ、サンマなどが低水準。特定魚種の採捕量の上限を定めるTAC制度や漁業経営安定対策などによる資源管理を実施。
- 令和元年の漁業総生産に占める栽培漁業対象種の割合は、生産量では46%、生産額では58%。今後の水産業の振興に栽培漁業の果たす役割は一層大きくなっていることから、海域の特性に応じ栽培漁業を推進。
- 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上を目指し、魚礁・産卵礁の設置、藻場・干潟の保全などに貢献する増養殖場の造成を実施。



【本道の海面漁業・養殖業生産の推移(属地)(生体重量)】



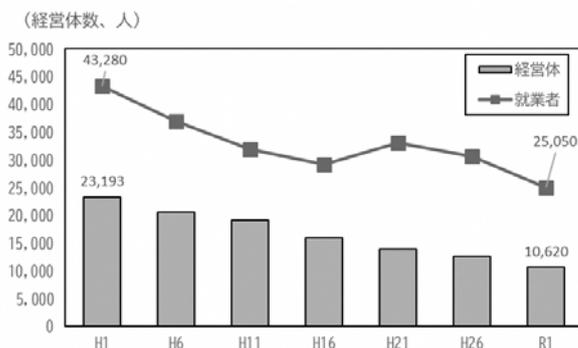
【魚種別生産(属地)(生体重量)】



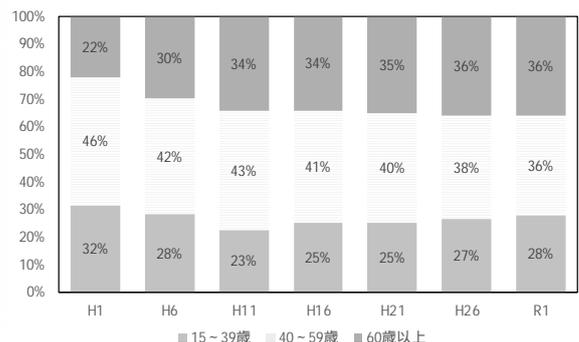
【漁業総生産に占める栽培漁業生産の割合】

(2) 漁業経営の状況

- 令和元年の本道の漁業経営体数は1万620経営体で、前年に比べて469経営体の減少。
- 令和元年の本道の漁業就業者は2万5,050人。また、男子就業者の36%が60歳以上であり、依然として高齢者の割合は高い。
- 平成30年の本道の漁労所得は前年比7%増の301万円で、本道の農業所得や勤労者世帯実収入を大きく下回る水準。
- 漁業研修所において、漁業技術研修や漁業就業促進に研修等を行うとともに、北海道漁業就業支援協議会と連携し、受入環境の整備の促進など、漁業就業者の確保に向けた取組を実施。



【漁業経営体・就業者の推移】



【男子就業者の年齢別構成比の推移】

(3) 漁業協同組合の状況

本道の漁協数は85組合で、そのうち沿海地区漁協(正准)70組合、組合員数1万6,107人。令和元年度の事業損益が赤字の沿海地区漁協は半数の35漁協となっており、経営改善に向けた組織・事業体制の見直しなどが必要。

2 水産加工業の状況

(1) 加工生産の状況

平成30年の本道の水産加工品の生産量は54.3万トン、うち冷凍水産物が30.5万トンで全生産量の56%を占める。

(2) 加工業経営の状況

平成30年の本道の水産食料品事業所数は792事業所、前年から3事業所増加。

3 水産物の消費流通の動向

(1) 流通の動向

本道の水産物の販路は、水産加工食品向けが6割を占める。

令和2年の国内主要市場の取扱量では、サケは45%、ホタテガイは61%が道外市場で取扱されるほか、国外にも出荷。

(2) 消費の動向

令和元年の本道における1世帯当たりの年間の魚介類支出金額は、食料支出金額全体の9.2%の8.1万円で、肉類・乳卵類の支出金額を下回っている。

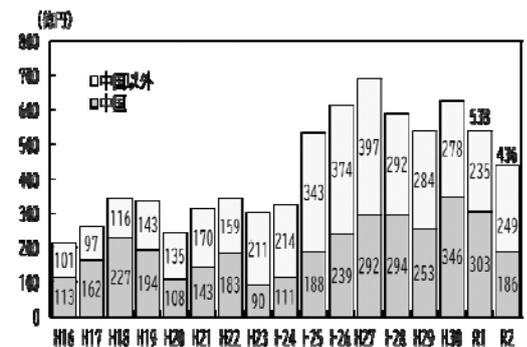
4 食の安全・安心や消費拡大に向けた取組

(安心・安全に向けた取組)

- 道産水産物の鮮度保持に必要な技術等の普及や、ホタテガイ等の貝毒検査、海水中の貝毒プランクトンの発生状況のモニタリングを実施。

(消費拡大に向けた取組、道産水産物の輸出の取組)

- 国内での魚食普及や道産水産物の販促活動、海外への輸出促進の取組を実施。
- 令和2年の道内港からの「魚介類・同調製品」の輸出額は、新型コロナウイルスの影響で外食需要が減少し産地価格が下落したことなどにより、436億円に減少。



【魚介類及び同調製品の道内港からの輸出】

漁村の動向

1 漁村の現状

(1) 漁村の現状

令和元年度の漁港背後集落人口は18万人で、10年前に比べて18%減少。65歳以上の占める割合は39%と増加し、過疎化や高齢化が進行。

(2) 漁村の基盤整備

快適な就労・生活環境や防災、衛生管理など多様化するニーズに対応した総合的な漁港・漁村の整備を実施。



【衛生管理強化のため屋根付き岸壁を整備した漁港】

2 漁村の活性化に向けた取組

(1) 海洋レクリエーションの動向

- 海洋レクリエーションの需要が増大し、漁船とプレジャーボート等が協調した漁港や漁場の利用が求められている中、令和2年度は全道243漁港のうち98港(117地区)でプレジャーボート等の利用が可能。
- 主に漁業者等で構成される水難救難所は、海難事故の救助や災害時の出動など幅広い活動を実施しており、救助活動や事故防止に向けた普及活動などに支援。

(2) 地域活動の展開

- 青年・女性漁業者等が、魚食普及や植樹、地域のイベントでの特産品の販売などの地域活動を展開。漁業者の情報交換や技術向上を目的とした交流等の取組を支援。

道民理解の促進

水産業・漁村が担う多様な役割について、道民の理解を深めるため、漁業者や道職員等による「出前授業」や「体験学習」等の取組を実施。



【出前教室】

試験研究等の取組

1 試験研究の取組

(1) 試験研究の体制

「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」の道内7つの水産試験場が、大学や国立研究所等関係機関と連携を図りながら試験研究や技術支援を実施。

(2) 試験研究の取組

水産試験場において、「地域を支える漁業の振興」や「新たな資源の有効活用と高度利用の推進」、「自然との共生を目指した水産業の振興」に関する試験研究を推進。

2 技術普及の取組

道内24ヶ所の水産技術普及指導所・支所において、増養殖・資源管理、加工に関する知識・技術の普及、経営改善指導、後継者の育成など総合的な普及活動を実施。

第2部 令和2年度に講じた施策

第1章 施策推進の基本方向と重点施策

平成30年3月に策定した「北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期）」に基づき、施策推進の基本的な5つの方針「海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と安定化」「漁業経営体の収益性向上と人材の育成・確保」「安全で良質な道産水産物の安定供給と消費拡大」等に沿って取組を推進。

令和2年度は、主要魚種の生産低迷と、新型コロナウイルスの感染拡大による水産物の需要の減退や価格の低下などに対応するため「北海道水産業の緊急対策」を取りまとめ、対策を推進。「漁業生産の早期回復」、「道産水産物の消費拡大」の項目に加え、新型コロナウイルス対策を重点的に実施。

第2章 水産業・漁村の振興に関して講じた施策

1 栽培漁業の推進

- ・ 来遊量が大幅に減少している秋サケについて、ふ化場の改修や改良餌料の導入による稚魚の飼育環境の改善等に取り組んだほか、噴火湾の養殖ホタテガイの安定的な生産に向け「ホタテガイ生産安定対策事業」を実施し、現況にあった新たな養殖管理マニュアルの作成に必要な飼育試験等に取り組んだ。
- ・ 種苗放流による効果的な資源増大や安定生産が期待される養殖などの取組を一層推進し、生産の回復と増大を図るため、栽培漁業の重点的な取組などを示す「栽培漁業の推進方向」を令和3年3月に策定した。

2 協同組合組織の経営の安定

- ・ コロナ禍により経営が圧迫され、資金調達が必要となった漁協における各事業の継続運営に必要な経費を支援するため、貸付金に対する利子補給を行った。
- ・ 道や国が措置した漁業者・漁協向けの支援策について、「漁業者・漁協向け支援策ガイドブック」として取りまとめ、広く情報提供した。

3 水産物の競争力の強化

- ・ 漁獲が増加傾向にあるマイワシ等を有効に活用するため、道内主要都市の飲食店129店舗でマイワシ料理を提供したほか、マイワシの販売に合わせてレシピを配布する「北海道マイワシフェア」を開催した。
- ・ コロナ禍の影響を受けた道産水産物について、生産者団体が実施したインターネットの検索サイトのウェブバナー広告やJR車内での広告といった道産水産物のPR活動に対して支援した。
- ・ 漁協の通販に焦点を当てた「おうちで！道産水産物お取り寄せキャンペーン」を実施して巣ごもり需要に対応した魚食普及を図った。